

食品安全委員会新開発食品専門調査会 ワーキンググループ第3回会合議事録

1. 日時 平成20年12月16日（火） 15:00～15:37

2. 場所 食品安全委員会 大会議室

3. 議事

（1）アガリクスを含む製品に係る安全性について

（2）その他

4. 出席者

（専門委員）

上野川座長、佐竹専門委員、立松専門委員、福島専門委員、本間専門委員、

三森専門委員、山浦専門委員、山添専門委員

（食品安全委員会委員）

見上委員長、小泉委員、長尾委員、廣瀬委員、野村委員、本間委員

（説明者）

厚生労働省 玉川新開発食品保健対策室長

（事務局）

栗本事務局長、北條評価課長、猿田評価調整官、鶴身課長補佐、新谷係長

5. 配布資料

資料1 食品健康影響評価に係る指摘事項について（回答）

（平成20年10月22日付食安基発第1022001号）

資料2 評価対象食品の概要

①キリン細胞壁破砕アガリクス顆粒

②仙生露顆粒ゴールド及びアガリクス K₂ABPC 顆粒

参考資料 食品健康影響評価に係る指摘事項について（依頼）

（平成20年3月28日付府食第319号）

6. 議事内容

○上野川座長 まだ、お見えになっていない先生もいるかと思いますが、では、定刻になりましたので、ただいまより第3回「新開発食品専門調査会ワーキンググループ」を開催したいと思います。

本日は、及川先生、合田先生、松井先生は御欠席でいらっしゃいます。

また、説明者として厚生労働省新開発食品保健対策室の玉川室長にも御出席をいただいております。

それでは、本日の議題ですけれども、アガリクスを含む製品に係る安全性についての審議であります。

それでは、事務局から配付資料の確認をよろしくお願いします。

○猿田評価調整官 配付してございます議事次第に基づきまして、配付資料の確認をさせていただきますと思います。

配付資料は、議事次第、座席表、ワーキンググループの名簿。

資料1「食品健康影響評価に係る指摘事項について（回答）」。

資料2「評価対象食品の概要」。

参考資料「食品健康影響評価に係る指摘事項について（依頼）」。

以上、3点でございます。

また、お手元には、これまでのワーキンググループでの会議資料について御用意させていただいております。資料の不足等がございましたら、事務局までお知らせください。

事務局からは、以上でございます。

○上野川座長 それでは、審議に入りたいと思います。

前回のワーキンググループにおきましては、厚生労働省に対しまして、指摘事項を出しておりますが、回答が来ておりますので、厚生労働省から御説明いただき、審議を行いたいと思います。

それでは、厚生労働省から御説明をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○玉川新開発食品保健対策室長 新開発食品保健対策室の玉川でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま御指摘がありましたように、本件につきましては、平成20年3月12日に開催されました、本ワーキンググループにおける審査の結果として、本日の参考資料にござ

ますとおり、アガリクス及びキリン細胞壁破砕アガリクス顆粒、以下「B製品」と呼ばさせていただきますが、これについては、生体内で遺伝毒性を有さないと考えられるが、発がん促進作用についての再検証、発がん促進作用の閾値の検討、との観点からB製品について標的臓器における二段階発がん試験を実施することという御指摘事項を、平成20年3月28日付けでいただいていたところでございます。

これを受けまして、厚生労働省におきましては、当該指摘事項に対する対応というものを検討するため、本年の5月8日に薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会の新開発食品調査部会を開催し、討議をいたしました。

その結果は、本日の資料1にございます、平成20年10月22日付け食安基発第1022001号で回答したとおりでございますが、より詳細に申し上げますと、B製品につきましては、食品安全委員会からも求められましたように、製品中のアガリチンの安定性について配慮する目的で、国立医薬品食品衛生研究所において、当初試験に供した検体というものを冷蔵保管しているところでございますが、確認のため、その含量を測定いたしましたところ、当該含量が減少をいたしておりまして、従前の試験と同じ条件下での試験を実施することは、不可能と考えられること。

また、同製品につきましては、厚生労働省より食品安全委員会の評価依頼がなされました、平成18年2月の時点におきまして、製造者による製品の生産中止、それから製品の回収ということが行われておりまして、既に国内に流通しておらず、また、製造者が保管している製品原料、それから市場から回収いたしました製品についても、製品の賞味期限が切れた状態でありまして、国立医薬品食品衛生研究所に保管されております検体と同様に、試験の再現性に欠ける検体としかかなり得ないということが推測されるという討議が行われました。

以上から厚生労働省といたしましては、当ワーキンググループからの御指摘に対して対応を図るという観点から検討を行ったわけでございますけれども、その御指摘のあった試験の実施ということが不可能であるという判断をいたしました。

このように求められました試験結果すべてをそろえるということが実現できませんでしたが、リスク管理官庁でございます厚生労働省といたしましては、どうか、本ワーキンググループ、食品安全委員会におかれましては、現在までにとりまとめられました知見の範囲内において評価というものをまとめていただけますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○上野川座長 どうもありがとうございました。ただいまの資料と御説明につきまして、何か先生方から御質問、御意見をいただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

今のお話ですと、これまで得られた知見の範囲内でとりまとめをとお聞きしております。厚生労働省の方は、これで退席される予定でおりますので、伺っておきたいことがあれば、今のうちにお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

以前にもお伺いしてきたと思うんですけれども、アガリクスが原因と判明した健康被害はないというお話でしたけれども、その後、いかがでしょうか。

○玉川新開発食品保健対策室長 その後、当該製品については、製品の回収、それから販売の自粛ということが行われておりますので、当該製品についてということはないわけでございますけれども、過去に報告した時点でお話を申しましたように、以前、報道されたもので、因果関係が不明であったもの、それからアガリクス製品一般を摂っていて、それでケースレポートが書かれたものがあるけれども、当該ケースレポートにおいて、摂取された製品が何であるかについては確認できなかったことでございます。そのほかについては、当省の方で把握している情報というのは、現時点ではございません。

○上野川座長 いかがでしょうか。特に御意見、御質問がなければ、玉川室長には御退席いただくことになりますが、よろしいでしょうか。

厚生労働省の玉川室長、どうもありがとうございました。

(玉川新開発食品保健対策室長 退室)

○上野川座長 それでは、これまで得られました知見に基づき、現状での本ワーキンググループのとりまとめを行いたいと思います。

事務局で評価対象食品の概要を作成しておりますので、説明いただきたいと思います。お願いします。

○鶴身課長補佐 お手元に配付させていただいております資料2を御覧ください。

こちらの方に評価対象食品の概要ということで、これまでの知見について、とりまとめ案を作成させていただいております。

①といたしましては、キリン細胞壁破砕アガリクス顆粒。

②といたしまして、仙生露顆粒ゴールド及びアガリクス K₂ABPC 顆粒という形で2つに分けてまとめさせていただいております。

6 ページ、まず、キリン細胞壁破砕アガリクス顆粒についてですが「Ⅰ．評価対象食品の概要」といたしまして、製品名、販売者は記載のとおりでございます。

アガリクスは、アガリクス属のキノコであり、フェニルヒドラジン誘導体であるアガリ

チンを含有している。アガリクスの乾燥物、それから乾燥物に栄養補助成分を添加したもの、又は菌糸体培養物を、それぞれ粉末、顆粒、錠剤、カプセル状等の形状にした食品が販売されている。

本食品は、アガリクスを洗浄、乾燥、殺菌後に粉碎したものを造粒しており、成分はアガリクス 100%とされている。

本食品に含まれるアガリチンは、分析の結果、乾燥重量 1 g 当たり、1,348 μ g とされている。

また、本食品は 2002 年 7 月より販売をされていたが、国立医薬品食品衛生研究所の中期多臓器発がん性試験の中間報告を受け、販売者により自主的な販売中止と製品の回収が行われている。

Ⅱ．安全性に係る資料の概要ですが、本食品の食品健康影響評価に当たっては、国立医薬品食品衛生研究所において実施された遺伝毒性試験、中期多臓器発がん試験結果に加え、アガリチン及びアガリチンを含有する食品に関する資料としてノルディック・カウンシル・オブ・ミニスター、北欧閣僚理事会によるマッシュルーム中に含有されるフェニルヒドラジン類に関する報告書等も参考として、科学的知見を整理した。

1. *in vitro* 及び動物を用いた *in vivo* の試験、(1) 遺伝子毒性試験、①復帰突然変異試験の 1 として、本食品について、そこに記載しておりますサルモネラ、それから *E. coli* の株を用いて、5,000 μ g/plate を最高用量とした復帰突然変異試験が実施されております。

S9mix の非存在下における *E. coli* 株の最高用量で、溶媒対照群に比べて 2.56 倍の復帰変位コロニー数の増加が認められ用量相関性及び再現性が確認された。

また、S9mix 存在下における TA1537 株で復帰変異コロニー数の増加が認められておりますが、再現性は認められなかったとされております。

これらのことから、S9mix の非存在下で陽性であると判断がされております。

7 ページの②にまいりまして、復帰突然変異試験の 2 として、本食品及びアガリチンについて、先ほどと同じ株である *E. coli* 株を用いて 5,000 μ g/plate を最高用量として行われております。

ここでは、代謝活性化において、ラットの腎臓、それからラットの肝臓による S9mix が使用されております。その結果、いずれの S9mix においても、また、S9mix の有無にかかわらず陽性であったということでございます。

S9mix の有無による復帰変異コロニー数の、数の比較をしたところ、腎臓由来の S9mix

の場合、本食品では S9mix 存在下で減弱をして、アガリチンでは若干上昇をした。

一方、肝臓由来の S9mix では全検体において S9mix 存在下で減弱をした。また、アガリチン濃度による比較をすると S9mix 非存在下で本食品ではアガリチンを検体として用いた場合よりも低いアガリチン濃度で陽性であり、S9mix 非存在下における本食品の遺伝毒性はアガリチンのみでは説明し難いとされております。

③にまいりまして、復帰突然変異試験の 3 といたしまして、加熱処理による影響が検討されております。加熱処理を行った本食品及びアガリチンについて、*E. coli* 株を用いて、復帰突然変異試験が実施されております。

加熱時間が 5～6 時間の分解物には、ラットの腎臓由来、それから 2 日間の分解物には、ラット肝臓由来の S9mix が用いられております。

その結果、加熱時間にかかわらず、S9mix 非存在下で陽性を示したが、S9mix 存在下では陰性であったということであります。

S9mix 非存在下における加熱処理の前後での復帰変異コロニー数の比較についても記載をしておりますが、いずれも減弱をしたという結果になっております。

④として染色体異常試験ですが、本食品について、チャイニーズハムスター肺由来の細胞を用いた染色体異常試験が 5,000 μ g/mL を最高用量として、短時間処理それから連続処理で実施されております。

その結果、短時間処理法の S9mix 非存在下、それから連続処理法の 4,000 μ g/mL 以上の用量で、陽性であると判断がされております。

次のページ、⑤小核試験になります。ICR マウスを用いて本食品 2,000mg/kg 体重を最高用量として 2 日間強制経口投与して小核試験が実施されております。結果はすべて陰性であったということでございます。

⑥トランスジェニックラットを用いた遺伝子突然変異試験が行われております。ビッグブルーラットに本食品 5%、それからアガリチンを 91 日間混餌投与し、腎臓、肝臓、骨髄、甲状腺、肺及び前胃を用いて測定がされております。

その結果、いずれの臓器においても陰性であったことから、本食品及びアガリチンは遺伝子突然変異を誘起しないと判断されたとされております。

⑦といたしまして、DNA の付加体の測定がされております。⑥の試験において採取した肝臓及び腎臓について、アガリチンの代謝物と考えられる 4-ヒドロキシメチルベンゼンジアゾニウムイオン (HMBD) から生成される DNA 付加体の測定が行われておりまして、本食品及びアガリチンとも検出がされなかったということでございます。

121 行目にまいりまして、本食品またはアガリチンを用いた *vitro* での復帰突然変異試験及び染色体異常試験において陽性が認められている。

また、他の報告においてマッシュルームの水又はアルコール抽出物による復帰突然変異試験の結果から、弱い変異原性がともに認められ、また、アガリチンの代謝物と考えられる HMBD には、強い変異原性が認められたとされております。

一方、本食品又はアガリチンを用いた *vivo* で調べる小核試験、それからトランスジェニックラットを用いた試験においては陰性であり、DNA 付加体測定においても、既知の DNA 付加体は検出されなかったことから、本食品及びアガリチンに生体内において問題となるような遺伝毒性はないと考えられた。

(2) 中期多臓器発がん性試験ですが、Fischer ラット雄に DEN、次の行にまいりまして MNU、一行飛ばしまして BBN、それから DMH、それから DHPN、いずれもイニシエーション処理を行っておりますが、次のページにまいりまして、これらの物質による多臓器のイニシエーション処理を行った後、一群 20 匹を対象にした混餌投与による 24 週間、中期多臓器発がん性試験が実施されております。

認められた異常といたしましては、146 行目の後半のところになりますが、病理組織学的検査において、投与群で前胃の扁平上皮過形成、それから甲状腺濾胞細胞の腺腫、腺がん、腎臓細胞腺腫及び腺がんの発生数が有意に増加をして用量相関性が認められた。

一方、参照群では認められなかった。

これらのことから、B 製品は、DMBDD 処置による多臓器発がんモデルにおいて、発がん促進作用があると考えられたということでございます。

(3) 長期発がん性試験ですが、本食品を用いた長期発がん性試験は実施されていせんが、マッシュルームまたはマッシュルーム中に含まれるフェニルヒドラジン類に関する長期発がん性試験の報告がございします。

以下にそれらの記載をさせていただきます。

167 行目にまいりまして、2. ヒトにおける健康影響の状況といたしまして、アガリクスを含む製品を摂取していた進行がんの患者による重度の肝障害の報告があり、アガリクスを含む製品摂取との因果関係が示唆されている。

2001 年の報告といたしまして、以下に 3 つの症例を記載しております。

次のページ、188 行目にまいりますが、2003 年には肺がん手術を受けた男性、術後アガリクス製品を含む製品の摂取を開始したようでありますが、この方が肝炎を発生、死亡し、摂取していたアガリクスを含む製品により発症した疑いが、自治体より厚生労働省に報告

されております。ただ、因果関係は明確になっておらず、自治体における調査は終了しております。

3. 国際機関等における評価の状況といたしましては、IARCにおいてグループ3、ヒトに対する発がん性について分類ができないと分類がされております。

Ⅲ. 食品健康影響評価といたしまして、本食品の評価において、食品安全委員会新開発食品専門調査会ワーキンググループでは、本食品及びアガリチンを検体とした種々の遺伝毒性試験を検討した結果、本食品及びアガリチンは生体内において問題となるような遺伝毒性はないと判断した。

しかし、本食品におけるラットを用いた中期多臓器発がん性試験において認められた発がん促進作用について、再度検証をする観点及び発がん促進作用における閾値の検討の観点から標的臓器における二段階発がん試験のデータ、また、発がん促進作用の原因物質の究明が必要であると判断をし、これを実施し提出するよう厚生労働省に対して求めたところ、本製品について、製造・販売者における当該製品の回収品は、賞味期限が切れていることから二段階発がん試験の実施は不可能である旨の回答を得た。

これらのことから本食品の安全性について、食品安全委員会新開発食品専門調査会ワーキンググループで審議を行った結果、厚生労働省から提出された資料ではデータが不足していることから、食品衛生法の第7条第2項の規定に基づき、当該製品について食品として販売することを禁止することについて食品健康影響評価を行うことは困難であるとの結論に至ったとさせていただいております。

しかしながら、厚生労働省から提出された資料において、がんの治療を受けている患者が、アガリクスを含む製品を摂取して肝障害が発生した可能性を示唆する事例が確認され、また、本食品には、発がんを促進する作用が示唆されるなど、本食品についてヒトの健康を損なう恐れがない旨の確証は得られていないことから、厚生労働省においては、引き続き食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な情報を収集するべきであるとさせていただいております。

15 ページ、仙生露顆粒ゴールド、アガリクス K₂ABPC 顆粒になります。

続けてもよろしいでしょうか。

○上野川座長 はい。

○鶴身課長補佐 20 ページになります。「Ⅰ. 評価対象食品の概要」ということで、製品1、製品2ということで記載をさせていただいております。

37 行目、アガリクスについては、先ほどと同じ記載をさせていただいております。

製品 1 は、アガリクスを洗浄、乾燥、水存在下における加熱殺菌後に破砕したものに他の原材料を加え造粒しており、乾燥重量 1 g 当たりに含まれるアガリチンは、分析の結果 408 μ g とされております。

製品 2 は、アガリクス菌糸体培養物を酵素処理後、濃縮、殺菌処理、賦形剤混合後、乾燥及び造粒をしており、分析の結果、アガリチンは不検出であったということでございます。

安全性に係る資料の概要については、先ほどと同じ記載をしております。

56 行目、遺伝毒性試験にまいりまして、①復帰突然変異試験ですが、a. 製品 1 についてでございます。記載のサルモネラ、*E. coli* の株を用いて、5,000 μ g/plate を最高用量として実施されております。

S9mix の有無にかかわらず、すべての菌株において 2 倍以上の復帰コロニー数の増加は認められなかったということでございます。

21 ページ、68 行目に b. 製品 2 についてということで、同じ菌株を用いた試験が行われておりまして、結果はすべて陰性であった。

②染色体異常試験にまいりまして、いずれもチャイニーズハムスター肺由来細胞を用いた染色体異常試験が行われております。製品 1 それから製品 2 についても、いずれも結果は陰性であった。

③小核試験ですが、ICR マウスに 2,000mg/kg 体重を最高用量として、行われております。

製品 1、製品 2、ともに結果は陰性であったということでございます。

97 行目からの記載ですが、他の報告では、マッシュルームの水またはアルコール抽出物による復帰突然変異試験の結果から、弱い変異原性が見られた、先ほどと同じ記載をしておりますが、100 行目の後半のところになりますが、本食品において実施された復帰突然変異試験、染色体異常試験、小核試験の結果、すべて陰性であった。

また、アガリチンについて実施された復帰突然変異試験、染色体異常試験、小核試験、トランスジェニックラットを用いた試験、DNA 付加体の測定ですが、いずれも先程の製品の試験でございますが、生体内において問題となるような遺伝毒性はないと考えられた。

(2) 中期多臓器発がん性試験になります。a. 製品 1 について、先程の製品と同様に Fischer ラットを用いて、DMBDD によるイニシエーション処理を行った後、24 週間の中期多臓器発がん性試験が行われております。本食品投与に起因する毒性変化は認められなかったとされております。

b. 製品 2 についても、同様の結果となっております。

最後の行になりますが、以上のことから、製品 1 及び製品 2 は、DMBDD 処理による中期多臓器発がんモデルにおいて、発がん促進作用は示さないと考えられる。

なお、アガリクスを含む別の製品、先程の製品になりますけれども、同じ中期多臓器発がんモデルにおいて、発がん促進作用が認められているということを記載させていただいております。

(3) 長期発がん性試験として、a. 製品 1 について、Fischer ラットを用いた混餌投与による 104 週間の慢性毒性／発がん性併合試験が行われております。この結果、投与に起因する毒性変化は認められなかったということでございます。

b. その他として、マッシュルーム、それからマッシュルーム中に含まれるフェニルヒドラジン類に関する長期発がん性試験の報告について記載をさせていただいております。

170 行目になりますが、2. ヒトにおける健康影響の状況について、先ほどと同じ記載をさせていただいております。

次のページ、国際機関における評価の状況、同じくグループ 3 に分類がされております。

200 行目、食品健康影響評価といたしまして、本食品の評価においては、国立医薬品食品衛生研究所における中期多臓器発がん性試験において、アガリクスを含む 3 つの製品のうち、発がん促進作用が認められた別の製品、製品 3 としておりますけれども、これらの追加試験を求めその結果を踏まえて検討することとしていた。

この追加試験の結果、製品 3 及びアガリチンは生体内において問題となるような遺伝毒性はないと判断したが、ラットを用いた中期多臓器発がん性試験において認められた発がん促進作用において、再度検証する観点及び発がん促進作用における閾値の検討の観点から、標的臓器における二段階発がん試験のデータ及び発がん促進作用の原因物質の究明が必要であると判断をし、これを実施するよう厚生労働省に対して求めたところ、製品 3 については、製造販売者における当該製品の回収品は賞味期限が切れていることから二段階発がん試験の実施は不可能である旨の回答を得た。

これらのことから、本食品の安全性について、食品安全委員会新開発食品専門調査会ワーキンググループで審議を行った結果、厚生労働省から提出された資料ではデータが不足していることから、本食品の安全性について、食品健康影響評価行うことは困難であるとの結論に至った。

しかしながら、厚生労働省から提出された資料において、がんの治療を受けている患者がアガリクスを含む製品を摂取して、肝障害が発生した可能性を示唆する事例が確認されていることから、厚生労働省においては引き続き、食品衛生上の危害の発生を防止するた

めに必要な情報を収集すべきであると記載をさせていただいております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○上野川座長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの評価書案につきまして御意見、コメントをお願いしたいと思います。

なお、細かい字句の修正等については後ほど修正箇所を事務局までお伝えいただきたいと思います。

では、順次御意見を伺ってまいりたいと思いますけれども、最初に、1のキリン細胞壁破砕アガリクス顆粒につきまして、6ページのIの部分、評価対象食品の概要の部分について、何かコメント、御意見はございませんでしょうか。

どうぞ。

○山浦専門委員 私は分類学専門ではないですけれども、アガリクスというのは、アガリクス属ではなく、ハラタケ属だと思います。ツクリタケなどと同じ、分類学的にはハラタケ属だと思います。

それと、アガリクスという和名ですけれども、確かにカワリハラタケとも言いますが、ヒメマツタケとよく言われていることが多いと思います。

○上野川座長 実際にこれは対象とした食品のデータからこれを記載しているということで、細かいことについては、どうぞ。

○鶴身課長補佐 当初、厚生労働省から提出のありましたリスクプロファイルに基づいて記載をさせていただいておりますが、御指摘のあった事項を確認させていただいて、修正をさせていただきたいと思います。

○上野川座長 ほかにいかがでしょうか。

次に、6ページ～9ページにわたる、IIの安全性に係る試験等の概要につきまして、いかがでしょうか。

よろしいですか。

では、次の9～10の2のヒトにおける健康影響の状況、それから3、国際機関等による評価状況について御意見をいただきたいと思います。

よろしいですか。

では、次に10ページの食品健康影響評価について、御意見、コメントをいただきたいと思います。

それでは、先に進めさせていただいて、次の仙生露顆粒ゴールド及びアガリクス K₂ABPC 顆粒について、先ほどと同じように、20ページのIの評価対象食品の概要について、これ

については、さっき御質問いただいた点は、調査した上で同様に考慮していく。よろしいでしょうか。

次は、20 ないし 23 ページ、安全性に関わる試験等の概要。1 の *in vitro* 及び動物を用いた *in vivo* 試験についてですが、御意見ををお願いします。これも長いですがけれどもよろしくをお願いします。

よろしいですか。

では、24 ページのⅢの食品健康影響評価について御意見を賜りたいと思います。

どうぞ。

○佐竹専門委員 この評価のなかなか実験ができない理由の一つに、当該品目の賞味期限が切れているとか、既に製造が終わってしまったということが1つの理由と先ほど厚労省の方から説明があったんですけども、やはりそういう点に関しても十分考慮して最初の段階で、ものを集めるとか、そういうことの配慮というのが一言あってもいいんじゃないかという気はいたします。

○上野川座長 どういうことですか。付け加えるということですか。

○佐竹専門委員 一応一つの考え方として、今後こういうことで、もし同じようなことが起こる場合には。

○上野川座長 一般的な、いわゆるサンプルの保存ということですね。

○佐竹専門委員 保存と賞味期限の中で実験するという基本的な考え方というのは必要ではないか。

○上野川座長 それは基本的なことかもしれませんが。

○佐竹専門委員 そこのところが、今回の厚労省からの意見として出されているんでしょうか。

○上野川座長 いかがですか、事務局の方、これは規定とかそういうのは別に、とりわけ一般のサンプリングとして、保存とか、今後そういう点も考慮してくれということです。

○佐竹専門委員 今回の一つの実験できない、追試できない理由にそこが中心になっているので、その辺はやはり、次に起こることがあるときには、きちんと考慮した方がいいんじゃないかということです。

○上野川座長 では、一応、厚労省を通じて、あるいは実際にこういうものをつくる製造者に対してと、ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

ないようですので、では、本案をワーキンググループの報告として、新開発食品専門調

査会に報告するという形を取らせていただきたいと思いますと思うんですけれども、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○上野川座長 どうもありがとうございました。これで終了いたしたいと思います。

あと、今、議題1は終わりましたけれども、議題の2のその他について何かございますでしょうか。

○鶴身課長補佐 特にございません。

○上野川座長 それでは、本日のワーキンググループの審議は終了いたしたいと思います。

本日は長時間の御審議、どうもありがとうございました。